

平成 24 年 7 月 10 日

各 位

三井住友信託銀行株式会社

7 月 3 日からの九州地方における大雨により被災されたお客さまへ

このたびの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均）では、災害復旧に少しでもお役立ていただくため、災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対して、以下のとおり対応いたします。また、新たに災害救助法が適用された場合は、その地域の被災者の皆さまに対しても、同様に対応させていただきます。

1. 預金通帳、証書、お届け印を失くされた場合でも、ご本人さまであることを確認の上、ご預金等をお支払させていただきます。
(別途、ご本人さまであることが確認できる書類をお持ちください。)
2. 定期預金などの満期日前解約などについても、ご事情に応じてご相談を承ります。詳しくはお取引店までご相談ください。
3. 個人の被災者の方に対する貸出の取扱についても、ご事情に応じてご相談を承ります。詳しくはお取引店までご相談ください。

以 上